

**福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 趣旨

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」は、放射線やふくしまの現状についての正確な理解を促進することを目的として福島県が設置した学習施設であり、震災、放射線、環境に関する展示や、スタッフとの対話を通じた理解促進の取組を行い、平成 28 年 7 月の開館以来、これまで約 80 万人の来館者を迎えてきた。

本業務は、コミュタン福島が令和 8 年 7 月 21 日に開館 10 周年を迎えることを記念して、福島県の環境を切り口として未来に希望を持つことができるような内容であって、交流棟の展示“環境創造シアター”で上映可能な 360 度全方位の動画を制作するものである。

なお、本業務の制作にあたっては県内の若者世代と連携により実施するとともに、上映イベントの広報及び上映イベント当日の運営を含むものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務委託

(2) 業務の仕様等

別紙「福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務委託仕様書」(以下「委託仕様書」という)のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 見積限度額

4,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

4 募集要領等の入手方法

本募集要領等については、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）からダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問については、次により受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から5月22日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールにより「11 問合せ先等」へ提出すること。

また、質問書の電子メール件名は「【質問書】福島県環境創造センター交流棟10周年記念環境創造シアター動画制作業務」とし、電子メール送付後に、提出した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課まで電話にて連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）に掲載する。

なお、個別の回答は行わない。

6 参加申込書の提出

(1) 参加を希望する者は、「参加申込書（様式2）」に「法人等概要書（様式3）」を添えて次のとおり提出する。

ア 提出期限

令和8年5月29日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにより「11 問合せ先等」へ送付すること。

メール送付後、提出した旨を「11 問合せ先等」に電話にて連絡すること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出する。

ア 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

「11 問合せ先等」へ郵送又は持参

提出後、発注者が指定する方法により提出書類の電子データを「11 問合せ先等」に提出すること。

ウ 提出書類及び提出部数

(ア) 企画提案書（任意様式） 6部

委託仕様書に基づき、業務が円滑かつ確実に遂行できる具体的な提案を行い、企画提案の趣旨、業務内容の詳細、業務行程（スケジュール）を記載すること。

(イ) 業務実施体制書（様式4） 1部

(ウ) 見積書 6部

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本募集要領に違反すると認められた場合

キ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) その他

ア 参加者は、本プロポーザル参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて参加者に対し、任意で追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 本プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

契約候補者の選定は、別途設置する「審査委員会」が行う。

審査委員会は、提出された企画提案書等の審査し、総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日程

令和8年6月11日（木） ※時間は別途通知する。

イ 会場

別途通知する。

ウ 所要時間（予定）

20分間以内のプレゼンテーションと10分間以内の質疑を実施する。

エ 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査員の採点数の合計を算出し、合計点が最も高い者を契約候補者とする。

オ 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
(1) 交流棟 10周年記念環境創造シアター動画制作		
ア 動画コンテンツの方向性	福島県の環境を切り口として、未来に希望を持つことができるコンセプトか。	15
イ 動画の制作	360度全方位動画の特徴を活かし、幅広い視聴者が興味を引く動画か。	10
ウ 学生との連携	動画制作に関して、学生ならではの視点やアイデアを十分に活かすことができる制作プログラムか。	15
エ 上映イベント	10周年記念やコミュタン福島の魅力の発信につながるプログラムか。	10
オ イベント広報	集客が見込める開催周知方法となっているか。	10
(2) その他		
ア 能力	専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。	5

イ 事業実施体制	本業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか。	5
ウ 実施スケジュール	本業務を無理なく効果的に実施できるスケジュールであるか。	5
エ 事業経費積算	人件費、謝金、広告費及びその他の経費が提案内容に沿って適切に計上されているか。	5
総配点		80

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）に公開する。

なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができる。

また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行う。

なお、回答の内容は「請求者及び契約候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点（審査項目毎に各審査委員の採点を合計したもの）及び総合評価点」となる。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と発注者が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合がある。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、契約額は見積限度額を超えない。

ウ その他

- ・契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとする。

10 主なスケジュール

公告	令和8年5月15日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月22日（金）17時まで
質問書への回答	令和8年5月25日（月）以降
参加申込書の提出期限	令和8年5月29日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日（金）17時まで
審査会	令和8年6月11日（木）

審査結果の通知	令和8年6月12日(金)(予定)
契約締結	令和8年6月15日(月)以降

11 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話：0247-61-6128 FAX：0247-61-6119 E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

※ 福島県環境創造センターホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>